

調書（決定）

事件の表示 平成25年（行ツ）第231号  
平成25年（行ヒ）第245号  
決定日 平成25年9月5日  
裁判所 最高裁判所第一小法廷  
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり  
原判決の表示 東京高等裁判所平成24年（行コ）第380号（平成25年1月29日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年9月5日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録（抄）

上告人兼申立人 西日本旅客鉄道株式会社  
被上告人兼相手方 国  
同補助参加人 ジェーアール西日本労働組合  
同補助参加人 ジェーアール西日本労働組合中国地域本部